

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
吾妻森林管理署長 山本 道裕

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件 名 第1号物件 事務用品外
- 2 納入期限 令和7年7月31日（木曜）
- 3 納入場所 吾妻森林管理署（群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1）
- 4 見積書等の提出 電子調達システムを用いての見積合わせを実施しますので、下記日時までに応札して下さい。
期限 第1号物件 令和7年6月10日（火曜） 10時00分まで
※郵送及び持参による提出の場合は、吾妻森林管理署 森林情報管理官あて提出して下さい。
- 5 提出書類
 - （1）見積書
（提出方法に関わらず、見積合計金額は消費税込みの価格で作成して下さい。なお物品毎の内訳金額記載を必須としております。税抜、税込金額が分かるよう記載して下さい。ただし、電子調達システムへの入力は税抜き価格とすることにご注意下さい。また、日付の記載もお願いします。）
 - （2）下記7の資格を証明できる書類の写し
※電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信して下さい。
※郵送、持参する場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出して下さい。
 - （3）見積書の日付は令和7年6月10日（火曜日）としてください。
- 6 契約の締結日 見積書提出期限（調達ポータル開札時）から7日以内
- 7 必要な資格等 令和7、8、9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東、甲信越地域の競争参加資格（「物品の販売」或いは「物品の製造」を有する者である事）。
- 8 その他
 - （1）見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
 - （2）見積書を提出した場合は、「契約条件書」を承諾したものとみなします。
 - （3）仕様書の物品の内、例示品と同等の品質、規格を満たす物品で見積りする場合は、令和7年6月4日（水）14時00分までに、担当者に必要書類を確認のうえ提案し、了承を得てください。
 - （4）請書作成の要否 契約金額が税込み100万円を超える場合は要。

担 当：森林情報管理官
電 話：0279-75-3344

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において分任支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか、納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれたかしがあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行、不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲、乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

仕様書

第1号物件 事務用品等

番号	物品名	規格・品質			種別	数量	単位
		規格・品質	色	例示品			
1	ラベルシール	サイズ A4 (210×297mm) / タイプ ツヤ消しフィルム / 材質 ポリエステルフィルム / 10枚入	シルバー	メーカー: エーワン / 型番: 31035 / JANコード: 4906186310352	3	1	セット
2	キッチンペーパー	材質 パルプ100% / タイプ ソフトバック / サイズ 220mm×230mm / シート寸法 220×230mm / 200枚入×3箱入		メーカー: 日本製紙クレシア / 型番: 50289 / JANコード: 4902092778743	3	2	箱
3	角丸蛇口口金+ワンタッチコネクタ	主要素材 蛇口口金: ポリアセタール、EPDM、NBR、コネクター: AES樹脂、ABS樹脂、ポリプロピレン、ポリエチレン、NBR、ステンレス / 適合ホース 内径9～12mm、適合蛇口外径 / 丸蛇口14～20mm、角蛇口対角20mmまで / 商品重量 92g / 適合ホース内径 9から12mm		メーカー: アイリスオーヤマ / 型番: 912-KSR+O-N / JANコード: 4905009745982	3	1	セット
4	ノーパンクタイヤ ー 輪車用	材質ゴム(タイヤ)/スチール(車輪)/スチール(車軸) 質量(kg)3.2 車輪径(Φmm)355 車輪幅(mm)75 規格13×3インチ シャフト径(Φmm)16 耐荷重(kg)100 シャフト長さ(mm)170			3	1	本
5	製本テープ(契印用)	幅35mm(A4用) 袋とじタイプ 1袋(10枚入) 白色度79% 9～20枚対応		メーカー: アスクル / 型番: 40594 / JANコード: 4535164043120	1	20	セット
6	卓上 大型ホットキ ス	使用針1213FA-H・1217FA-H・1220FA-H・1224FA-H / 針装てん数100本 針装てん方法マガジンスライド方式 / とじ枚数(※)50～110枚(1213FA-H使用時) / 110～170枚(1217FA-H使用時) / 150～200枚(1220FA-H使用時) / 200～240枚(1224FA-H使用時) / とじ方式メガネクリンチ / とじ奥行き68mm (最大)サイズ: H250×W90×D390 (mm) / 質量2.26kg		メーカー: マックス / 型番: HD90036 / JANコード: 4902870098063	1	1	個
7	フラットファイル	カラー ピンク / サイズ A3 / 穴間隔 80mm / 種類 紙表紙 / 10枚入	ピンク	メーカー: プラス / 型番: 78178 / JANコード: 4977564136925	3	2	セット
8	プラスチック障子紙	質量 約530g / 寸法 幅94cm×長さ2m(障子2枚分) / 材質 ※お手元に届いた商品を必ずご確認ください パルプ85%、レーヨン・ビニロンバインダー15%、蛍光剤		メーカー: 大直 / 型番: 60470009 / JANコード: 4905161014568	3	4	セット
9	UV超強プラスチック障子紙テープ	入り数 1巻 / 寸法 幅5mm×長さ20m		メーカー: アサヒベン / 型番: PT-20 / JANコード: 4970925130389	3	8	巻
10	水性インテリアカラー 屋内カベ ペンキ	カラー 白 / 屋内外区分 屋内用 / 質量 1.6L / 乾燥時間 夏期 / 30～60分 冬期 / 2～3時間	白	メーカー: アサヒベン / 型番: 9017661 / JANコード: 4970925465559	3	2	缶
11	布コロナマスカー	サイズ 幅2600mm×15.5m巻 / 厚さ シート/0.01mm、テープ/0.31mm / アスクル商品環境スコア 10 / 材質 シート/コロナ処理ポリエチレンフィルム、テープ/布、粘着剤/ゴム系		メーカー: ハンディ・クラウン / 型番: 209000 0306 / JANコード: 4905533497265	3	4	巻
12	養生テープ	テープ厚さ 0.13mm / 寸法 幅50mm×長さ25m / 5巻入	若葉色	メーカー: 寺岡製作所 / 型番: No.1901 / JANコード: 4535164034111	3	1	セット
13	ローラーキット	商品タイプレギュラー7インチ(175mm) / セット内容 レギュラーローラー175mm・レギュラーローラーハンドル・ローラー受け皿 / 材質 ローラー: 中毛、アクリル繊維主体 柄: スチール、PP受け皿: PP / 内容量(g) 412		メーカー: ハンディ・クラウン / 型番: 1690210175 / JANコード: 4905533136348	3	2	セット

仕様書

第1号物件 事務用品等

番号	物品名	規格・品質			種別	数量	単位
		規格・品質	色	例示品			
14	ゴム印	5文字 / 縦4.5mm×横22mm		見積書 採用後通知	1	2	個
15	ゴム印	4文字 / 縦4.5mm×横22mm		見積書 採用後通知	1	2	個
16	ゴム印	4文字 / 縦4.5mm×横22mm		見積書 採用後通知	1	1	個
17	ゴム印	4文字 / 縦4.5mm×横22mm		見積書 採用後通知	1	1	個
18	ゴム印	2文字 / 縦4.5mm×横11mm		見積書 採用後通知	1	2	個
19	ゴム印	2文字 / 縦45mm×横25mm		見積書 採用後通知	1	1	個
20	ゴム印	2文字 / 縦4.5mm×横11mm		見積書 採用後通知	1	1	個
21	ゴム印	2文字 / 縦3.5mm×横9mm		見積書 採用後通知	1	1	個
22	ゴム印	11文字 / 縦3.5mm×横40mm		見積書 採用後通知	1	1	個
	計					61	

※種別 1 規格・品質欄の規格品

2 規格・品質欄の指定内容を満たす物品

3 規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

1. 納入

納入場所は吾妻森林管理署（〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町7 7 1-1）、
納入数量は上記のとおりとし、納入期限は令和7年7月31日とする。

2. その他

種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、担当者に予め確認し了解を得ることとする。
また、詳細な事項及び本仕様に定めない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせすること。

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) [令和7・8・9年度](#)農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東、甲信越地域の競争参加資格（「物品の製造」又は「物品の販売」）を有する者であること。
※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

吾妻森林管理署 森林情報管理官（TEL:0279-75-3344）

〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町771-1

※1 見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「（案件名）見積書在中」と朱書きして下さい。

※2 見積書の宛名は「吾妻森林管理署長」として下さい。

3. 契約書等の作成の要否

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。
（契約金額により省略する場合があります。）

4. その他

- (1) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。
- (2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号

関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。
この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

案

様式第1号（第3条）

見 積 書

年 月 日

分任支出負担行為担当官
吾妻森林管理署長 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ _____

ただし

の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。

提案書（例）

分任支出負担行為担当官
吾妻森林管理署長 あて

令和 年 月 日

会社名
住所
連絡先

下記、同等品として提案いたします。

公告日： 月 日
件 名： 第 号物件 _____

番号	例示品	提案品
○番	写真など	写真など
	規格など	規格など

案
請 書

令和 7 年 月 日

分任支出負担行為担当官

吾妻森林管理署長 山本 道裕 殿

- ・ 住所
- ・ 会社名
- ・ 代表者氏名

- 1 件名・品名
- 2 仕様・規格 仕様書のとおり
- 3 数 量 仕様書のとおり
- 4 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額円)
- 5 納 入 期 限 令和 7 年 7 月 31 日(木)
- 6 納 入 場 所 吾妻森林管理署(群馬県吾妻郡中之条町伊勢町 771-1)
- 7 検 査 場 所 吾妻森林管理署(群馬県吾妻郡中之条町伊勢町 771-1)
- 8 契約保証金 免除

上記事項をお請けすることについては、上記事項及び次の条項を厳守の上、信義に従って誠実にこれを履行いたします。

案

条 項

第1条 頭書の仕様・規格に基づき納入期限までに納入いたします。

2 仕様・規格に明示されていないものについて疑義が生じた場合は、協議いたします。
ただし、軽微なものについては、貴官の解釈及び指示に従います。

第2条 頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、あらかじめ貴官に、遅滞の理由及び納入見込月日を明らかにした書面（電子書面を含む。）をもって延長の承認をお受けします。

第3条 頭書の納入期限までに物品を引き渡すことができない場合は、前条に定める承認にかかわらず延滞金として、納入期限の翌日から納入完了までの日数に対し、一日につき未納部分に対する契約金額に民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を貴官の請求により納付いたします。ただし、遅滞が天災その他やむを得ない理由によるものと認められる場合は、免除願います。

第4条 物品を納入する場合は、その旨を貴官に通知し、検査をお受けします。検査に要する経費は、当方において全て負担します。

第5条 前条に定める検査の結果、数量、仕様及び規格等に適合しない場合は、直ちに引き換え、又は改造いたします。

第6条 検査に合格し、引渡しを完了しても、1か年間以内に当該物品に契約不適合のあることが発見された場合は、その契約不適合を補修し、又は損害を賠償いたします。

第7条 物品の引渡しを完了し、検査に合格した日に、当該物品の所有権を、貴官に移転いたします。

第8条 検査に合格した場合は、当方の適法な支払請求書を貴官が受理した日から30日以内にお支払いください。

第9条 この契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部について解除されても、不服を申しません。この場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

（1）天災その他当方の責に帰することができない理由により、当方が契約の解除を申し出たと

案

き。

- (2) この契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき、又は正当な理由なく義務を履行せず、若しくは履行する見込みがないと認められるとき。
- (3) 当方又は当方の使用人に不正の行為があったとき。
- (4) 当方又は当方の使用人が第4条に定める検査を妨げたとき。
- (5) 破産の宣告を受けたとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 当方が契約の解除を申し出たとき。

第10条 前条第2号から第6号までに掲げる理由により契約を解除された場合は、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を貴官の請求により納付いたします。同条第1号に定める理由により契約の解除を申し出た場合には、この契約の全部又は一部について解除を承認願います。この場合には、違約金を免除されるよう承認願います。

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第12条 当方又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、この契約を解除されても、不服を申しません。

- (1) 暴力的な要求行為があったとき。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為があったとき。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為があったとき。

案

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為があったとき。

(5) その他前各号に準ずる行為があったとき。

第13条 当方は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

2 当方は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約いたします。

第14条 当方は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除いたします。

2 当方が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、この契約を解除されても、不服を申しません。

第15条 第11条、第12条及び前条第2項の規定により解除された場合において、当方が損害を被ることがあっても異議は申し立てません。

2 第11条、第12条及び前条第2項の規定により解除された場合において、貴官に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

第16条 当方又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を貴官に通知し、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うことといたします。

第17条 当方は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

案

- 2 当方がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官が当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留することに異存はありません。
- 3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。
- 4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません。

第18条 この契約によって当方が納付する遅滞金、違約金等がある場合は、貴官の指示により当方が受領する金額と相殺し、又は別に徴収されても異存ありません。